

## ◀東京圏からの移住支援事業支援金▶

- ◆対象となる方 東京 23 区（在住者又は通勤者）から中津川市へ移住し、都道府県が選定した中小企業等の求人に応募し就業した方、専門人材として県内企業に就業した方、テレワークで就業継続する方、中津川市の関係人口として認められた方、又は社会的事業分野で起業した方（※裏面にチェックリストがあるので、ご確認ください。）

### ◆支援金の額

就業の区分	単身者	世帯	子ども加算（※2）
テレワーク以外（※1）	60万円	100万円	30万円/1世帯
テレワーク	30万円	50万円	30万円/1世帯

※1 就業（一般）、就業（専門人材）、関係人口、起業 ※2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合

## ◀申し込み手続きの流れ▶

### （1）支援金の交付申請

【必要な書類】移住支援金交付申請書（様式第1号）

《添付書類》 ※各種証明書は3か月以内に取得したものを提出してください。

- 1 東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第1号 別紙2）
- 2 世帯全員の住民票 本籍・続柄が省略されていないもの
- 3 定住等に係る誓約書及び同意書（様式第2号）
- 4【就職・専門人材・テレワーク・関係人口の場合】就業先の就業証明書（様式第3号、様式第3号の2、様式第3号の3又は様式3号の4）
- 5【起業の場合】創業支援事業に係る交付決定通知の写し（事業採択通知書とは異なります）
- 6 移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票その他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の場合にあっては、世帯全員分の書類）
- 7【法人等へ就業し、東京 23 区以外から通勤していた場合】退職した企業等の在職証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- 8【法人経営者又は個人事業主で、東京 23 区以外から通勤していた場合】開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類
- 9【東京 23 区内の大学等の通学期間を通算する場合】卒業証明書、成績証明書その他の在学期間を確認できる書類
- 10【関係人口に該当する場合】推薦書（様式第3号の5）
- 11 市税調査承諾書
- 12 その他市長が必要と認める書類

↓

### （2）市は内容を確認し支援金の交付決定をします

↓

### （3）支援金の請求 支援金の交付請求をします

【必要な書類】移住支援金交付請求書（様式第6号）、通帳のコピー（口座番号、名義人が確認できるもの）

## ◀支援金の返還▶

交付決定を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、支援金の返還対象となる場合があります。

### （1）全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から3年未満で中津川市から転出した場合
- ウ （就職または専門人材の場合）支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

### （2）半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に中津川市から転出した場合